

原著論文

寄付による投票条例 と 地方自治 — 憲法学から "寄付による投票条例" を診る —

大城 渡

Local self-government and the new ordinance to allow voting by donations

Wataru OSHIRO

要 旨

本稿では、主に憲法上の地方自治の観点から、「寄付による投票条例」、特にその意義や課題等について検討する。「寄付による投票条例」とは、自治体が複数の政策メニューを提示し、市民や団体の寄付者が政策メニューを選択すると同時に、寄付による財源を提供することで望ましい政策の実現を図るまちづくりの手法である。

このような条例には、①自治意識の醸成、②自主財源の確保、③地域ニーズとまちづくり、④民間版地方交付税という4つの政策的有用性があるとされる。これらについては、例えば、自治意識を醸成し、地方財政に対する民主的統制を積極的に図ろうとする点では興味深いものもある。他方、欧米のような"寄付文化"を有さないわが国では、寄付財源による政策の実現には、議会や行政上の責任の所在や租税の意義を曖昧にし、違和感を覚えるところも確かにある。

しかし、なお検討されなければならない今後の課題も見受けられるものの、この条例が有する積極的なねらいは、これまでのわが国の地方自治や地方行財政のあり様に対して示唆するものが多分にあることは疑いない。

キーワード：寄付による投票条例，地方自治，自治意識，地方財政の民主的統制，民意によるまちづくり

Abstract

This article examines the recently introduced local ordinance which enables voting on certain proposed policies by means of direct donations. In particular, we examine its significance and related controversies in the light of constitutional local autonomy. This ordinance is a new tool for municipal improvement by which a local self-governing body shows policy lists to citizens, who may then contribute money towards those policies they wish to support, thus establishing a new source of revenue from their donations.

This system has several advantages, including fostering an awareness of self-governance and securing revenue independent from central government. For this reason, there is no doubt about the constitutional value of its structure and purpose, despite some associated problems.

Key Words : donation influenced policy, local autonomy, awareness of self-governance, democratic control of local finance, municipal improvement

1. はじめに

―“寄付による投票条例”と その現状―

本稿の執筆の契機となったのは、ある全国紙に掲載されていた、寡聞にも筆者にとっては初耳であった「寄付による投票条例」に関する記事¹を偶然見出したことであった。

その記事によれば、寄付による投票条例とは、各自治体が自主的に制定する「条例」の形式を以て根拠とするものであり、そのしくみは「地方自治体が民間から募った寄付金を財源として、指定された事業に使う」というものである。具体的には、「自治体は条例をつくって、集まった寄付金で何をするか具体的な政策メニューを提示」し、それに応じ、寄付する個人や団体は「自治体が提示した政策メニューの中から寄付先を選び、寄付をする。そして、「寄付を通して自分の意向を政策に反映できる」。例えば、条例で提示された政策メニューが魅力的でニーズが高い政策の場合には多額の寄付が集まることもあるが、逆の場合にほとんど寄付が集まらないこともある。いわば「寄付を投票行為になぞらえ」るものであり、「ひっ迫する地方財政を支え、政策に寄付者の意向を反映しようというねらい」があるとされる。2004年6月に長野県泰阜村を嚆矢として²、全国で、2008年10月時点で、少なくとも120以上の自治体で実施されているという³。

この条例を活用して、長野県泰阜村では、美術館の修復・在宅福祉サービスの向上・環境保全関連という3つの事業を提示して、在宅福祉サービスについては目標額500万円を達成し、予定された事業を実現した。また、鹿児島県与論町では2007年に「ヨロン島サンゴ礁条例」を制定し、サンゴ礁などの環境保全、マラソン大会の運営、離島振興のための少子化対策などを政策メニューとして提示する⁴。2005年に「知床・羅臼まちづくり寄付条例」として採用した北海道羅臼町では、世界遺産である知床の自然保護など3つの事業につき計5,000万円の寄付が集まった。そして、財政再建団体として全国的に知られる北海道夕張市では、2007年4月に制定した「夕張街づくり条例」の下で、既に1年半の間に約1億円の寄付金が寄せられた。そこで、「財政が厳しい地方自治体にとっては、税金以外の第2の財源に成りうる」ことを期待する関係者もいるという。

このような「寄付による投票条例」に対し、筆者は、ほとんど直感的に、亜熱帯で豊かな自然環境と、他府県とは異なる独自の歴史や文化を有し、年間何百万人も及ぶ観光客をターゲットとした観光産業を経済基盤の一つとする沖縄で、この条例のしくみが県内各自治体で検討されるならば⁵、地方自治のあり様にどのような役割や機能を果たし得るのか、いくらか興味や関心を覚えた。

勿論、多様な問題を構造的に抱えている厳しい地方自治の現状に対して、わずか「条例」一つに過大な期待や評価を寄せることは慎まなければならないが、それでも、あるべき地方自治に向けた自治体や地域住民の模索や試みの一つとして考慮に値するものと思われた。実際、記事では最後に、「市民参加型の町づくりを促し、…寄付を通じて地方自治への理解を深めるきっかけにしてほしい」として結ばれていた。

そこで、全国的な少子化、大学全入時代にあって厳しい私立大学の予算の範囲内で、今にして思えば、些か強引な、無理を承知のお願いで、この条例の枠組みを考案し、条例制定を全国的に推進しているという寄付市場協会株式会社の会長（代表者）の渡辺清氏をわざわざ東京から遠路遙々お招きすることにした。そして、条例のしくみ、その基本的な考え方や理念、問題点、いわゆる“ふるさと納税”制度との違い⁶等を詳しくお伺いしたく、名桜大学総合研究所において「“寄付による投票条例”と地方自治」と題する講演会とシンポジウムを企画し、2009年2月27日に実施する運びとなった⁷。さらに、当日は、全国紙でも紹介された先進事例として、幸いにも大学から地理的にも程近い、鹿児島県奄美郡与論町の役場関係者の方もお招きして、貴重な話をお聴きすることもできた。

本稿は、当日の講演会及びシンポジウムの内容を素案にして、地方行政の現状を意識しつつ、「寄付による投票条例」（以下、略して単に「条例」と記すこともある）が、憲法上の地方自治の理念や意義に照らし、如何なる趣旨や問題点、課題を有するものなのかについて、若干の検討と考察を行うものである。なお、本稿における寄付による投票条例の理解の仕方及びそれに基づく考察については、（筆者は心許ない見識しか有していない）経済学や経営学の素養も十分活かした渡辺氏の講演内容や資料等も参考にさせていただいているが、多分に誤解もあるかもしれない。そこで、あくまで憲法上の地方自治の観点から、当然のことながら全面的に筆者の責で行われているものであることを予めお断りしておきたい。

2. 憲法上の地方自治をめぐる現状と課題

本節では、寄付による投票条例を評価、検討するための基本的な視座として据えられるべき、憲法上の地方自治の意義やその現状、課題について、本稿における検討作業に必要な限りで簡潔に整理してみたいと思う。

2.1 地方自治の意義

「地方制度関係規定が憲政不可欠の内容事項と考えられなかった」⁸ため、地方自治に関する規定が設けられなかった明治憲法と比較すれば、戦後制定された日本国憲法では、国政の基本となるしくみ（第4章国会・第5章

内閣・第6章司法(裁判所))とは独立して、あらためて第8章(92~95条)を設け、地方自治に憲法上の価値を与えている。具体的には、「地方自治の本旨」に基づく地方自治の保障(92条)、地方公共団体の議会の議員や首長の公選制(93条)、自治立法権・自治行政権・自治財政権等の地方公共団体の諸権能の保障(94条)、地方自治特別法についての住民投票の保障(95条)となっている。但し、憲法解釈上、例えば、92条の「地方自治の本旨」を手がかりとして、その内容等を積極的に豊かなものにするのでない限り、一見すると、地方自治に関する憲法上の「規律密度」はわずか4カ条に止まり、国政のしくみに関する規律に比べると、これまでの中央集権的な国家体制を抜本的に変革するには、過去の経緯を踏まえた実際上の問題としては、いささか頼りないところがあることも否めなかった。

そもそも、地方自治とは、例えば、「国家内において、他と区別される一体性を持つ地域社会の住民が、その地域社会を基盤とする地方公共団体を形成し、自らに固有の公共の共通事務をすべて最大限自らの責任において自らの手で処理していく自主・自律の政治行政体制」⁹などとして理解される。

特に、戦後の憲法学・行政法学の通説としては、従来から、「地方自治の本旨」の内容につき、例えば、「国の領土内の一定の地域における公共事務が、主としてその地域の住民の意思にもとづいて行われること」として説明される「住民自治」の要素と、「国の領土内の一定の地域を基礎とする団体が、多かれ少なかれ国から独立な人格を有し、その公共事務をもっぱら自己の意思にもとづいて行うこと」と説かれる「団体自治」の要素とが重要である¹⁰とされ、かつ、概ねそれにとどまるものであった。論者によっては¹¹、それに加えて、例えば人民主権の見地から、「地方公共団体優先の事務配分の原則¹²」や、市町村に対する「全権限性の原則¹³」、「自主財源配分の原則¹⁴」等が指摘されることもある。

いずれにせよ、地方自治のあり方は、前記の憲法上の規律によって、その根幹を損なうことのないよう最低限度の制度的保障の考え方は窺えるものの、それにとどまるもの、静態的・固定的なものとして捉えられるべきではあるまい。恐らく、学界に限らず、憲法上の地方自治は発展をし続ける動態的なものとして位置づけられ、その内実をより豊かなものにして自治体や住民の積極的実践的な取組み、試行錯誤等が求められよう。したがって、その見方によっては、日本国憲法は自ら、地方自治のあり様につき厳格な規律を及ぼそうすることは差し控え、国民主権の原理に基づいて、その内実を、基本的人権を保障された住民の様々な権利の行使や、自治体による積極的営為等に委ねたものと理解できなくもない。

2.2 地方自治の現状と課題

憲法は、このように独立した章を設けて地方自治を保障しているが、わが国における地方自治の現状は、周知のとおり、依然として憲法の本来の趣旨に沿わない諸々の課題を抱えている。例えば、ある論者によって指摘される次のような課題である¹⁶。

1. 機関委任事務が1999年の地方自治法的大幅改正によって廃止され、三位一体の財政改革(税源の再配分・地方交付税の見直し・国庫補助金の削減など)が進められ、さらに市町村合併が強力に推進されることなどによって、「基礎的自治体」とされる市町村の基礎体力は充実されはしたものの、地方自治(特に住民自治)にとって果たして好影響があったと評し得るのかどうか。
2. 行政は秘密主義を排し、役所の仕事をすべてガラス張りの下において、地域の政策決定に必要なあらゆる情報が住民に提供されなければならない。そのためには、広報活動が強化され、行政情報も幅広く住民に公開される必要がある。しかしながら、情報公開法ないし条例の定める開示手続があたかも行政情報にアクセスする唯一のルートのように扱われ、かなり硬直的・官僚的な運用がなされている節はないか。
3. 中央からの天下りが横行し、首長の選挙でも中央官僚が有力候補者として推されるなど、地域住民の意向が地方行政に届きにくい構造がもたらされている。首長や議会、自治体職員等の地方自治を担う関係者は、精神構造的な中央依存を脱して、各層の意見に謙虚に耳を傾け多様な批判等を受け入れて政策論議を豊かにし、専門職としての識見と将来への展望をもち、あらゆる行政上の難問に対し自ら処方箋を用意して地域行政をリードする責任と気概を有すべきである。

このように、地方自治をめぐる憲法上の課題は多様であって、本稿において到底書き尽くせるものではないが、あくまで「寄付による投票条例」との関係で特に重要と思われる課題のいくつかを以下に指摘するとどめる。

1) 住民参加

例えば、現代地方自治の課題として「住民その他関係人が行政に対し意見や要望を述べる権利と機会をいっそう強化し、地域住民に自治体の政策形成の権限と責任を分有させることが重要である」¹⁷と説かれることがある。住民参加の形態として想起されるものとして、具体的には、まず地方自治法上の直接請求制度があるが、勿論、それには止まらず、例えば、①行政施策の企画立案に際して、公募によって構成された住民会議で具体的検討を図ったり、あるいは住民説明会、住民との対話集会を開

催したり、あるいは施策の原案を公表し、ホームページ上やアンケート等で住民の意見を求めること（いわゆるパブリック・コメント）、そして、それを実効的に反映させて原案を修正することや、②住民のニーズに即した行政施策が展開されているかについて、住民による行政施策の評価が行われること（行政モニター制度）、③多様なルートを通じて集められる行政に対する苦情や不服を、日常の行政運営や自治体における行財政改革に活かす等、自治体の創意工夫で、その具体的方法はいくらかでも創出することができる。特に、地域における住民と行政の協働関係を今後望ましい自治のあり方としてその構築を図るためには、このような住民参加を欠かすことはできない。

多くの自治体で実施されている行財政改革においても、住民参加はその重要な柱とされることが一般的であろうが、同時に、役所にとっても実現し難い難題の一つとなっている。この点、今更ながらの感もあるが、住民にとって地域行政に積極的に参加しようとする意欲が自然と惹起される魅力的な地域づくりが、自治体によってこれまで真剣に行われてきたのであろうか。仮に、これまでの自治のあり方を役所が真摯に顧みず、地方分権の潮流に合わせただけの形式的な住民参加だけを、時にはあたかも住民の責務（権利としてではなく）であるかのように、求めようとするのであれば、それはいささかおこがましい感がある。

2) 自主財政権の確立

国と地方との関係では、国に対する地方公共団体の財政的な従属構造が、地域の自主決定権・自律権を阻害してきた。地方にはその活動を賄う主な財源として、①その使途が自由である一般財源である、国から交付される「地方交付税交付金」や、②その使途が限定される「国庫補助金・支出金」、③地方の判断で必ずしも完全に自由に起債できるものではない「地方債」といった、いわゆる依存財源が中心で、地方税を中心とした自主財源は約3割に止まり、そのため、地方自治の現状が“3割自治”と揶揄される要因となった。国・地方ともに「財政危機」が、国や地方によって、住民のための切迫した危機感が感じられることなく恰も政治的な常套句として叫ばれる中で、2007年には「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（いわゆる自治体財政健全化法）も制定され、いよいよ自治体の破綻の可能性も現実味を帯びてきている¹⁸。

因みに、筆者が在住する沖縄では、1972年の本土復帰後、当初は戦後復興のためという、それ自体正当な目的はあったはずであるが、道路や港湾、空港等の社会的インフラを整備するための主要な公共事業等につき、国庫による補助の割合を他府県以上に大きく認める高率補助制度（8・9割補助も珍しくはなく、時には全額国庫負

担で行えるような公共事業メニューもあった）は、県内の各自治体の“身の丈に合った”あるべき財政感覚を麻痺させ、住民のニーズからは乖離した行政運営をもたらし、他府県以上に国への従属度を強めてきた。国への財政的従属構造は当然抜本的に改められなければならないのであるが、自主財政権の真の確立のためには、国への従属構造の改革に止まらない自治体の側の課題の方がむしろ重要である。

国への従属構造を見直し、自主財源を確保するための法的なしくみと、住民のニーズに即した身の丈に合った行財政運営を心がけ、そもそも自主財源を何とか確保しようとする地方の取組みが不可欠である。自主財源は、自治体があるあり方を改めることなしに、座して確保し得るものではない。

3) 地域政策法務能力の向上

地方分権に伴い、特に住民にとって身近な存在である市町村は、地域住民の福祉の増進を図ることを基本として、自主的かつ総合的に地域行政を担う役割をより一層果たしていかなければならない（地方自治法1条の2参照）。そのために地域に必要な諸政策を、主体的に（中央省庁や都道府県等に依存するのではなく）法令を適切に解釈し、あるいは必要に応じて地域の自主法である条例を制定して、その実現を図らなければならない。しかし、多くの地方公共団体においては、このような政策法務を担当する組織体制が十分ではなく、条例づくりを東京の業者に丸投げ委託している現状が大きな問題として指摘されている¹⁹。特に、地域行政の公正化・透明化や住民の人権保障のために必要な各種条例（例えば、情報公開条例、行政手続条例、個人情報保護条例）などがその典型であるとされる。

蓋し、このように業者への丸投げ委託を基に各種条例を形として制定したとしても、あるべき地方自治の姿には決して結びつかない。業者への委託によって、恐らく、各種条例に関する面倒な検討作業や勉強会等が回避されていることもあろう。それ故、条例の趣旨が行政関係者や住民に十分浸透して理解されず、条例の形骸化やそれに起因する問題が生じることもある²⁰。

住民の創意工夫を地域政策として活かし、住民自治の趣旨に基づく地域づくりを鋭意図ろうとしても、そのような地域政策を法的に検証し実現できる法務能力が備わらなければ、折角の住民の創意工夫があっても水泡に帰する虞も生じてくる。

寄付による投票条例は、このような憲法上の地方自治の意義やその現状、課題等に対し、果たしていかなる機能や意味を有するものであろうか。特に、憲法が保障する地方自治の意義（原理）に照らして、主に「寄付による投票条例」に関する渡辺清氏が著した著書²¹を基にし

て、次節以降で若干の検討をしてみることにしたい。

3. 寄付による投票条例の意義 と その検討

本節では、前節で述べた憲法上の地方自治の観点から、主として寄付による投票条例の「政策的有用性」としてその提唱者によって指摘される、以下の4つの意義について検討を試みたいと思う。

3.1 自治意識の醸成

まず、寄付による投票条例によって、住民の自治意識を高める役割が期待されるという。つまり、従来、住民の意向とは関係なしに、財源が租税として強制的に住民から徴収されるものであったため、ややもすればその使い道が議会や行政任せにならざるを得なかったことが指摘されるという。ところが、「財源が寄付であれば自発的なものであるために、その使い道を直接寄付というお金のかたちで示すことができる。政策メニューを選択する際に、寄付者はその政策メニューがまちづくりに必要なものか、不必要なものかを思考できる。…この思考過程で、自らまちづくりを考えることを通じて、自治意識の醸成が期待できるだろう。寄付が自発的であるために期待できる効用であり、税金よりもより直接的に地域社会について考える機械（ママ）を提供する仕組みと」²²される。

確かに、地方自治は、住民によって住民のためになされるべきものである。このような自治を実現するには、自治体が提供する公共サービスや地域のあり方等に対する関心を基盤にした自治意識が醸成される必要がある。寄付による投票条例は、このような自治意識を基盤にしなければ成り立たないから、自治体は、条例を実効性あるものにするために、住民の自治意識の醸成に向けた取組み（自発的な寄付を引き寄せられる魅力的なまちづくり）をせざるを得ないであろう。

本来、住民は、憲法上の納税の義務を負った主権者（納税者）として、自らが納得できる公共サービスについてその費用を積極的に捻出すべきであり、例えば住民への説明責任が果たされず到底納得できない、税の無駄遣いと思われるサービスについては納税を拒みうる資格を有するはずである。但し、現実の租税制度は、その使途に個々の納税者が不満をもったとしても納税の義務を免れうるしくみにはなっていない²³。しかし、国・地方を問わず、財政危機が一様に叫ばれ、例えば公共事業等のような税金の無駄遣いが多々指摘される中で、寄付による投票条例はそのような本来あるべきシンプルで明快な主権者（納税者）による財政自治の原点を想起させてくれる。寄付による投票条例は、確かに租税と比較した財政規模としてははるかに小さいが、少なくとも自治体財政全体を、議会のみならず、広く住民意思による規律・

統制下に置こうとする契機の一つとして積極的に考えられてよい。

3.2 自主財源の確保

地方分権改革では、地方の自立自律を確立するためには自主財源の確保が最重要な課題である。こうした観点からすれば、全国の自治体で年間1千億円を超える寄付が、歳入全体に占める割合は微々たるもの（約0.1%）にしか過ぎないものの、額それ自体としては多額であり、「自治体財政にとって有用な自主財源である」と強調するのも理解できる。実際、全国の自治体においてこれまでも多額の寄付が集まってきたが、その使途や評価は実は不透明で、情報開示もなされず、曖昧な場合も少なくなかった²⁴。寄付による投票条例は、寄付の使途の透明性・信頼性を飛躍的に高めることによって、わが国では、国民感覚として馴染みのない「寄付」という自主財源が増加する期待もあるとされる²⁵。

しかし、その意義はある程度認められるものの、寄付による財源が、従来の税財源と比較して圧倒的に小規模であることは否めないし、寄付による投票条例が、自治体の側にしてみれば、ややもすれば少しでも効率のよい"金集め"の手法に矮小化されてしまうおそれもある。地方自治にとって、この意義は確かに重要であるが、あまり強調されすぎない方が賢明かもしれない。また、住民感情としても、住民は既に毎年多額の納税義務を果たしているのだから、自治体が、自主財源の確保と称して、住民に対してまちづくりのためのさらなる拠出や負担をほのめかすことには反発や抵抗感も当然予想されるであろう。

ただ、これまでの地方自治のあり様は、前述したように、"3割自治"²⁶と揶揄されることもある程、自治体に自主財源が財政構造的に乏しく、地方交付税交付金や国庫補助金・支出金等といった中央政府に依存せざるを得ない外部財源が中心であった。こうした中央政府に依存する長年来の慣行によって、自治体にとって、自らが欲する行政活動につき必要な財源は自ら工夫して調達しようとするべきものでなく、霞が関や永田町への陳情や政治的要請の類を駆使し、如何に中央政府から財源を獲得することができるかに相当な労力を割くことが求められてきた。言うまでもなく、これは、本来のあるべき地方自治の姿ではない。他方、寄付による投票条例には、たとえ財政規模は小さいものであっても、自発的な寄付が期待できる魅力的な政策メニュー作りに自治体が住民と共に知恵を絞ること等を通じて、自らがその実現を望む事務事業につき、自らの創意工夫と自助努力でその財源を賄おうとする本来の望ましい地方自治の姿の一面を彷彿させるところは確かにある。

3.3 地域ニーズとまちづくり

また、「寄付の対象となる政策メニューの策定は自治

体自らが行うものであり、自発的な財源たる寄付を引きつけるためにも、自治体は地域ニーズにあった政策メニューづくりに思案熟慮することになる」条例のしくみが「地域ニーズにマッチした個性的なまちづくりをうながすことになる」と指摘される²⁷。地域ニーズに合わない政策は自ずと淘汰され、地域ニーズに即した政策のみが浮かび上がることになることとされる。

本来は、住民が求める地域ニーズに即したまちづくりが推進されるべきであるが、実際には、例えば中央官庁が用意する全国画一的な政策メニュー（補助金・交付税措置等付き）に合わせて、まちづくりがこれまで行われてきた側面もあった。また、住民の視点では必ずしも必要性を感じないような、公の施設の設置・維持管理や公共事業²⁸に悩まされる場合もあった。この意味では、条例は、ある程度は、住民目線による政策選択を可能なものにするだろう。

ただ、懸念されるのは、政策選択の基準が、多様な価値観を有する人民の支持数でなく、厳密には寄付金額を基礎にして地域ニーズを測ろうとするものであるため、場合によっては、例えば裕福な一個人による多額の寄付が政策決定に多大な影響を及ぼすこともありうるために、従来の理解に照らせば厳密には果たして「民主的」と評価し得るのか考えさせられる側面もある。どちらかといえば、率直に言って、市場主義的な側面の方が強いしくみとなっている。また、寄付による投票条例では、寄付者の資格について特に制約が設けられていないが、例えば、政策選択に影響を与えうる高額の寄付者が、地方参政権を認められていない外国人²⁹である場合、あるいは暴力団ややくざ等の犯罪組織である場合であっても、なお妥当な寄付として受け容れられ得るのであろうか。さらに、寄付による投票条例が、その地域における金権政治の合法的な温床として悪用されてしまう虞はないと言い切れるのかも懸念される。

しかし、恐らくは、この種の見方は悲観的に過ぎるのかもしれない。渡辺氏の説明³⁰によれば、「寄付は、富裕層がしやすく貧困層はしにくいもので、一般論として所得に大きく依存するもの」であるから、「富裕層である寄付者が自治体を通じて自らが望む政策を押し付ける恐れがある」とされる「寄付者性悪説」の部類に属する見解となるのであろう。これに対して、渡辺氏は、寄付による投票条例の政策メニューが「自治体が立案し、条例であれば議会の承認が必要」とされるために、「大口の寄付者の意向がストレートに政策に反映されるわけではなく、自治体や議会が先行し、」既存の議会制民主主義に則したものであり、あくまで寄付者はそれらに「追随する形」でしかないと説明する。渡辺氏はこのように性悪説を疑問視し、むしろ、寄付者は、身勝手に利己的に行動するのではなく、「より良い効率的な公共サービ

スを求める志向性が」あり、積極的に自らの「寄付の使い道の有効性や効率性などを追求する」「社会投資家」として振舞うことを想定する「寄付者性善説」を、寄付による投票条例の民主的基盤として提唱するのである。

したがって、実際の寄付による投票条例が具体的にどのような機能するかは、寄付による投票条例そのものの問題ではなく、むしろ各々の自治体や地域社会のあり方次第ということになるのであろうか。

3.4 民間版地方交付税

現在の地方分権改革の課題の一つに、例えば、人口が集中する都市と過疎・離島地域との間で典型的に見られるような、自治体間の財政力格差がある。従来、地方交付税制度は、国税の一定割合について用途を制限しない一般財源として、国が設定した財政基準に照らし、自治体に対し国が配分交付する制度として、自治体間の現実の税収格差を調整し、全国一律の行政水準を確保する財源保障機能をも有していた。国がその基準を設定し、具体的な金額を決定し配分交付することによる弊害（例えば国による自治体統制等）があったため、制度の見直しがなされているが、自治体間の税収格差の是正をクリアできる実効的な代替案は未だ見出されていない。こうした状況にあって、条例は、特に「都会の地方出身者がふるさとの自治体に寄付する」ことによって、その寄付額が地方交付税制度の民間版の役割を有するとされる³¹。

しかし、地方交付税制度の問題は、国による地方への財政面での干渉や、莫大な額に上る租税を国と地方に如何に配分するかという点から議論になるのであり、税収格差の調整機能それ自体は比較的評価されてきた。現実の寄付と税収の総額の差を見れば、租税に代えて寄付に自治体の歳入格差の是正を期待することは、地方財政の実態から見て、過大評価として受止められる懸念がある。ふるさと納税制度の議論にもみられたように、この点を過度に強調することは、自治体間の財政力格差の問題を曖昧にする虞もある。

4. 条例をめぐる若干の問題点・課題

本節では、前節で行った検討に加え、寄付による投票条例をめぐる若干の問題点や課題について述べる。

寄付による投票条例には、前節で検討したように、少なからずその意義が認められるが、問題点や課題がないわけではない。例えば、ある地方議会で条例制定に向けた質疑が行われた際に、条例推進の立場に立つ議員の質問に応じて、行政側が懸念するいくつかの課題が指摘されている³²。そこでは、(i) 政策実施の選択を寄付者の意向に委ねることと、首長の予算編成権や議会の議決権との関係、(ii) 多額の寄付による政策誘導の問題、(iii) 租税に加えて寄付を募ることが住民にどのように

受けとめられるか等という、本稿でこれまで指摘した点も含め、少なくない課題等が挙げられている。但し、(i)については、寄付による投票条例を取って制定することによって、どの事業に寄付が集まるかで自治体にとって本来優先させるべき課題も自然と見えてくることで、「議会や役場のカンフル剤」としてむしろ積極的に考えようとする自治体³³もある。

4.1 条例の制定過程

寄付による投票条例のねらいの一つである自治意識の醸成を図るのであれば、特に条例の中核部分である政策メニューの設定の仕方について、住民参加型で行われる方がより適切であろう³⁴。何故ならば、これまでどおり行政が主体となって条例を導入しようとするようなプロセスでは、真の地域ニーズを把握できず紋切り型となりがちで、住民にとって魅力的と感じられるメニューの提示ができず、あるいは、地域の独自性をまったく喪失した没个性的なメニューが掲げられる恐れもある³⁵。実際、ふるさと納税制度の影響で、寄附による投票条例が制定されたとしても、政策メニューの設定に工夫が感じられるものが、筆者が見る限りではあまり多くはなく、住民による盛り上がりも自ずから欠き、折角の条例の意義が十分に発揮しえていない側面³⁶があるのも、この点に起因するものと思われる。

今後の地方自治のあり方を考えれば、恐らく寄付による投票条例の場合に限られた話ではないが、議会や行政の責任を専ら強調した、これまでの条例制定過程ではなく、その内容によっては、制定しようとする条例の趣旨になじむ、その制定過程のより適切なあり方（条例制定過程における住民自治）が模索、検討されてもよい³⁷。寄付による投票条例については、中核となる政策メニューの設定を、多様なアイデアを有する住民の参加を活かしつつ行われる方が、より個性的で、まちのカオが見える、外部からの寄付も集まりうる、より魅力的なものになりうるのではないか³⁸。

4.2 条例に適合する政策メニューの選別

わが国に「寄付文化」³⁹が定着すれば、究極には、あらゆる行政サービスを、国民から強制的に徴収する租税ではなく、任意による自発的な寄付で賄おうとする状況（いわゆる「無税国家」⁴⁰の状況）も創出しうるのかもしれない。見方によっては、国家構造の根本的転換という大胆な可能性も深淵に秘めた条例構想であると思われるが、行政サービスの中には、例えば、地域救急医療や生活保護、介護サービスといった社会的弱者の保護政策や、同和政策やハンセン病政策のように、地域社会における差別や偏見を抑制する効果を有する政策等のように、恐らく寄付にその性質上あまりなじまない（逆に、むしろ租税によって積極的に賄われるべき）タイプの政策メニューもあるのではないかと思われる。

この点、渡辺氏によれば、寄付による投票条例で提示される「政策メニューの基本パターン」⁴¹として、(i)例えば、高齢者向けの福祉政策や教育の機会均等を図る奨学金など、いわゆる「定番メニュー」（「流行に左右されない基本的な」政策メニュー）、(ii)例えば、世界遺産に指定された知床を有する自治体による知床の自然保護・保全に関する事業などの、いわゆる「お宝メニュー」（その地域の特徴や独自性を活かしたメニュー、いわゆる自治体のカオが見えるメニュー）、(iii)例えば、地球温暖化や少子化対策に向けた事業など、いわゆる「全国メニュー」（時には地球規模で、「全国的に共通した政策課題」を掲げたメニュー）等を挙げている。しかし、渡辺氏の説明には、「その性質上寄付にはなじまない（租税で賄われるべき）政策メニュー」というのはまったく想定されていない。恐らく、自治体のあらゆる政策が、寄付による投票条例における政策メニューの対象となることを前提としているものと思われる。しかしながら、果たして、租税を中心にして賄われている現在の政策のすべてが、寄付財源によって代替し得るものであろうか。

自発的な寄付を募ろうとする具体的政策がその性質上、寄付になじむ政策メニューか、あるいはなじみ難い政策メニューか。寄付による投票条例に掲げる政策メニューの選別を、条例の活性化のためにも、今後は検討してみる余地がある。

5. 結びに代えて

—寄付による投票条例の展望と可能性—

新聞報道⁴²によれば、出身地など応援したい自治体に寄付をすれば、居住地の住民税等が軽減される「ふるさと納税制度」の下で、例えば、2008年に沖縄県内の自治体には511件で総額8300万円余の個人寄付が集まったとされる。確かに、「寄付文化」を伴わないわが国において、自治体の財政規模を基準にすれば、微々たる額ではある。それ故に、このような寄付の状況を背景として、本稿で取り上げた寄付による投票条例のしくみを理解しようとするれば、その意義や役割も、金額と同様、確かに「微々たる」ものとしてしか評価し得ないであろう。また、寄付による投票条例には、これまで検討したように、憲法上の地方自治の観点からも、少なからず問題点や懸念、課題も見受けられた。

しかし、租税（しかも国への依存財源）を中心とした、住民による規律が及び難い、従来の地方財政の運営に対し、地方自治の観点からは斬新な視点を提供する側面も有しているのではないかと思われる。本稿は、寄付による投票条例のしくみや基本理念を参考にして、これまでの地方行政のあり様に、住民による民主的統制をより

幅広く行き渡らせ、自治体に対してその財政面でも住民との協働作業による自治の創意工夫の積重ねを強く要求したい。

寄付による投票条例は、恐らくこれまで憲法学や行政法学等において考察の対象として専門的に取り上げられたことがない題材ではあるが、本稿で若干検討したように、これまでの地方自治のあり様に対し、憲法上のあるべき地方自治に向けた示唆を与える契機を多分に含んでいるものと考え⁴³。

注

¹朝日新聞2008年11月8日朝刊。本稿冒頭の「寄付による投票条例」の概要や具体的な事例の説明は、当該記事に依拠している。

²長野県泰阜村における「寄付による投票条例」の概要については、田中泰「事業メニューを掲げて全国から寄付を募る条例を制定」月刊ガバナンス40号（2004年8月）98～99頁を参照。

³寄付による投票条例を制定した自治体数はその後も増え続けおり、寄付による投票条例の制定推進を図る寄付市場協会ホームページ（<http://www.jadomac.jp/>）によれば、2009年3月末時点において、少なくとも150を超える全国の自治体で既に導入されているという。

なお、興味深いことに、同ホームページによれば、寄付による投票条例の制定導入状況については、相当な地域差があるようである。但し、その要因は何かを分析し論ずることができる資料を筆者は現時点で有してはいないが、筆者が見る限りでは、秋田や茨城、栃木、福島、宮城等の地域で多く、特に滋賀や島根に至っては、ほとんどの自治体で制定導入されている。他方で、東京、神奈川、静岡、京都、大阪、奈良ではほとんど制定されていない。9自治体で既に制定されている沖縄はむしろ例外的な感もあるが、九州も全体としては低調な地域に属する。

⁴「ヨロン島サンゴ礁条例」という名称ではあるが、必ずしも名称から推測される「サンゴ礁」保全に限られない、個性あるまちづくりのための複数の政策メニューが掲げられているという点では、条例名としては誤称という感がしないでもない。

⁵寄付市場協会ホームページによれば、沖縄県においても2008年から条例制定が相次いでいる。具体的には、本部町「ちゅらまちづくり応援寄付条例」（6月）を皮切りに、石垣市「まちづくり支援条例」（9月）、浦添市「ふるさととだこの"都市"応援基金条例」（同）、豊見城市「ふるさとづくり寄附条例」（同）、名護市「ふるさとまちづくり寄附金条例」（同）、南城市「ふるさとユイマール基金条例」（同）、大宜味村「むらづくり応援寄附条例」（同）、読谷村「ふるさとづくり寄附金条例」（同）、

国頭村「ふるさとづくり応援基金条例」（10月）として公布されている。今後、別稿で、沖縄県内の自治体で制定された寄付による投票条例の分析・検討を期したい。

⁶寄付市場協会ホームページに掲載している「『寄付による投票条例』と『ふるさと納税（寄付）』との比較」表を参考に両制度の違いを整理してみると、①前者が自治体条例の根拠を必要とするのに対し、後者は国法である地方税法等に既に法的根拠があること（それ故に、全ての自治体で既に導入されている）、②前者は自治体が提示した政策メニューに基づき、寄付者の意向を政策に積極的に反映させようとするのに対し、後者は主に都市部に住む出身者の故郷への愛郷心を寄付金税制で以て活かそうとするものであること等がある。両制度は、自治体への寄附を柱とし、優遇税制による見返り等類似したところもあって紛らわしいが、渡辺氏の講演によれば、2004年から既に先行する前者の枠組みが2008年4月に実施された後者の制度設計に多く影響を及ぼしたという。なお、ふるさと納税制度については、総務省「ふるさと納税研究会報告書」（平成19年10月）（総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp/>）から入手可能）参照。

⁷沖縄ではほとんど耳にすることがない「寄付による投票条例」の概要と講演会・シンポジウムの紹介・案内を兼ねて、筆者は地元紙に論壇への投稿を試みている。沖縄タイムス2009年2月21日朝刊5面。県民の反応にあまり期待はしていなかったが、講演会・シンポジウム当日には、わざわざ論壇記事を読んで、県内でも有数のリゾート観光地である石垣市から大学まで遠路遙々、市議会議員の方もお見えになっていた。

⁸野中俊彦ほか『憲法Ⅱ（第4版）』（有斐閣、2006年）345頁。

⁹手島孝『憲法解釈二十講』（有斐閣、1980年）276頁。

¹⁰宮澤俊義（芦部信喜補訂）『全訂日本国憲法』（日本評論社、1978年）759頁。

¹¹杉原泰雄『地方自治の憲法論』（勁草書房、2002年）153～179頁。

¹²ほとんど周知の事柄ではあるが、念のため、前掲注（11）杉原・170頁によれば、「公の事務は…その配分にあたって、地方的性質・性格の事務を含めて、地方公共団体に効果的に処理できる事務は、すべて中央政府の事務とすることなく、地方公共団体に配分すべきだ」とする原則をいう。

¹³同じく、前掲注（11）杉原・174頁によれば、「法律上、中央政府やより包括的な地方公共団体に専属的なものとして配分されていない事務や市町村の権限から明白に排除されていない事務のすべてについて、市町村が権限をもつという原則」をいう。

¹⁴同じく、前掲注(11)杉原・176~178頁によれば、地方公共団体優先の「事務配分にあつた」「自主財源の配分についての保障」の原則をいう。そのことから派生して、①自主課税権の保障と、②自主財源についての適切な調整制度の保障なども含まれるとされる。

¹⁵芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法(第4版)』(岩波書店、2007年)84頁では、憲法上、個人的権利そのものとは異なる「一定の制度に対して、立法によってもその核心ないし本質的内容を侵害することができない特別の保護を与え、当該制度それ自体を客観的に保障していると解される」場合をいうとする制度的保障の理論について、「制度が人権に優越し、人権の保障を弱める機能を営む可能性すらある」ことから、「①立法によっても奪うことができない『制度の核心』の内容が明確であり、②制度と人権との関係が密接であるもの、に限定するのが妥当である」とする。また、塩野宏『行政法Ⅲ(第2版)行政組織法』(有斐閣、2001年)105頁によれば、「地方公共団体の権能のなかには、法律によっても侵し得ないものがある、という問題意識にたつてこれを憲法が保障している」という意味で、「自治権保障の防衛的機能」とも呼ばれることがある。

¹⁶地方自治の現状と課題の概略については、原田尚彦『地方自治の法としくみ(新版改訂版)』(学陽書房、2005年)243~252頁を参考にしている。

¹⁷前掲注(16)原田・248頁。

¹⁸例えば、「自治体の財政破綻が、社会崩壊の到来を告げる晩鐘となっている」ことを明らかにするものとして、神野直彦『地方自治体壊滅』(NTT出版、1999年)参照。また、直後に本文で後述する、沖縄における市町村財政危機を具体的に克明に描いたものとして、沖縄タイムス編『しのび寄る破綻』(沖縄タイムス、2004年)参照。なお、新聞報道(沖縄タイムス2009年8月28日2面)によれば、本文で言及した自治体財政健全化法に基づき、2008年度決算を指標にすると、財政破綻の直前に当たる「財政健全化団体」として全国では18市町村(沖縄は、座間味・伊是名・伊平屋の3村が含まれる)が該当する見通しという。また、財政破綻状態に当たる「財政再生団体」の見通しは北海道夕張市だけに止まるという。現在は、この程度に止まっているが、その予備軍となる自治体ははるかに多いであろう。しかし、そもそも自治体の財政健全度を図る自治体財政健全化法のしくみにも実は諸々の問題点も指摘されている。参照、平岡和久「財政健全化法をめぐる諸問題」『季刊自治と分権』29号(2007年)93頁以下、藤田安一「自治体財政健全化法の特徴と問題点」『地域学論集(鳥取大学地域学部紀要)』5巻1号(2008年)1頁以下等。

¹⁹中川義朗「21世紀における地方自治の課題と展望」同

編『21世紀の地方自治を考える』(法律文化社、2003年)287頁。なお、沖縄における同様の実態も紹介されたコラムとして、中川義朗「『地方分権』はコンサルタント会社を肥やす栄養剤か?」同書24~25頁も参照のこと。

²⁰2009年、筆者が在住する沖縄では、公立小中学校において全児童生徒を対象にして、子ども本人や家族には秘密裏に、子どものプライバシーの権利や教育を受ける権利等を侵害するかたちで作成されていた「子ども理解のための指導・支援カルテ」の問題をめぐる、憲法上の人権や個人情報保護条例との抵触が大きな社会問題となった。そこでは、県内の各自治体で制定されていたはずの個人情報保護条例が、教育行政関係者や学校現場ではまったく意識されず、形骸化し機能していなかった状況が浮き彫りになった。本件の詳細やその憲法学的検討については、拙稿「子ども理解のための『指導・支援カルテ』問題を考えるー主として子どもの基本的人権保障の観点からー」名桜大学総合研究所紀要16号(2010年2月)35頁以下を参照されたい。

²¹渡辺清「『寄付による投票条例』導入・運用ガイド」(寄付市場協会株式会社、2007年)。なお、本稿を執筆している2009年11月の時点では、本書は市販されておらず、販売価額を、事前に指定された口座への代金振込みと引換えに、データ版で入手することができる。

²²前掲注(21)渡辺・7頁。

²³例えば、地方自治法242条及び242条の2に「住民監査請求」と「住民訴訟」に関する住民の権利が定められていて、違法または不当な公金の支出等を争うことができるし、実際に地方における政策の当否を住民が争い得る手段の一つとなっているが、納税の義務を免れうるものではない。納税者からの租税を包括的に一旦受け入れる国庫は、個々の納税者と納められた租税の用途との関係を切断させる機能を果たしている。なお、渋谷秀樹『憲法』(有斐閣、2007年)640~641頁は、文脈上「用途の違憲性」に限ったものではあるが、「納税者の立場にたつて税金の用途の違憲性を主張して、違憲の支出に対応する納税分について、不当利得返還請求または損害賠償請求をなす」とする憲法上の納税者訴訟の可能性について言及する。そして、より憲法原理的に、租税制度は、「国家の課税権と国民の財産権の間の鋭い緊張」関係にあつて「その微妙な均衡の上に辛うじて成り立って」おり、「全体対個人、権力対自由なる永遠の難問のすぐれて今日の発現にほかならぬ」ものであるという観点から、論文の冒頭で「租税は…現代国家の"原罪"である」と厳かに説くものとして、前掲注(9)手島・「第十八講 租税法律主義」264~265頁。

²⁴日本経済新聞2004年10月18日朝刊26頁。

²⁵前掲注(21) 渡辺・7頁。なお、月刊ガバナンス37号(2004年5月号)57頁にある記事「自治体への寄付市場形成をめざす」によれば、NPO法人「ホームタウン・ドナー・クラブ」(HoDoC)では、条例の「仕組みが全国に普及すると、国の税収が減り地方の税収が増える税財源移譲が進み、地方分権をスムーズに進めることができる」とされる。

²⁶見方によっては"3割"自治はまだ良い方で、経済基盤が弱い弱で、財政力に乏しい沖縄や過疎・離島地域の自治体にとっては、"2割"あるいは"1割(未満!)"の自治も見受けられる。また逆に、周知の通り、東京や愛知などの自治体には、自主財源でその地域の行政需要を賄うことが可能で、地方交付税交付金の交付を受けないところもある。

²⁷前掲注(21) 渡辺・7～8頁。

²⁸具体的な事例を挙げながら、公共事業のムダやその問題性を指摘する文献として、例えば、五十嵐敬喜・小川明雄『公共事業をどうするか』(特に序章～第2章)(岩波書店, 1997年), 同『図解 公共事業のウラもオモテもわかる』(東洋経済新報社, 2002年), 保母武彦『公共事業をどう変えるか』(岩波書店, 2001年)等を参照。

²⁹憲法学では周知の事柄ではあるが、一定の定住外国人に対して法律で地方公共団体での選挙権を付与することは憲法上禁止されていないとする最高裁判所の判例(最判1995(平成7)年2月28日・民集49巻2号639頁)が既にある。なお、定住外国人の地方参政権問題については、2009年8月30日に実施された衆議院議員総選挙によって新たに誕生した、民主党を中心とした連立政権において、永住外国人に地方参政権を付与する法案を国会に提出することが目論まれていたが、「政治とカネ」をめぐる問題や連立与党内の調整難航により、2010年1月に召集された通常国会での政府提案は断念された。沖縄タイムス2010年3月3日1面。

³⁰前掲注(21) 渡辺・24～25頁。

³¹前掲注(21) 渡辺・8頁。

³²武智公博「寄付による地方自治への住民参画について」ECPR(えひめ地域政策研究センター調査研究情報誌)2007年2号67頁。

³³前掲注(24)(北海道ニセコ町の逢坂誠二町長(当時)のコメント)。なお、全国で初めての「自治基本条例」制定(2000年12月)を始めとして、自治先進自治体としての評価が全国的にも高いニセコ町の「寄付による投票条例」については、福村一広「寄付による『まちづくりへの参加』とは～ニセコ町ふるさとづくり寄付条例～」自治体法務NAVI2号(2004年)46頁以下参照。

³⁴鈴木紘平「寄付を通じた市民参加型の地方自治に向け

て」価値総研機関誌Best Value 17号(2008年1月)Theme5(http://www.vmi.co.jp/pdf/bv/bv17/bv17_05.pdf)参照。

³⁵渡辺氏の講演では、沖縄県浦添市の寄附条例(第2条)に掲げられている具体的政策メニュー(①産業振興に関する事業、②生涯学習に関する事業、③未来を担う人づくりに関する事業、④文化の創造に関する事業、⑤福祉のまちづくりに関する事業、⑥快適で美しいまちづくりに関する事業、⑦環境と共生するまちづくりに関する事業)を一例にして、総花的なメニューとなっていないか、どの自治体にも見受けられる紋切り型とはなっていないか、注意を喚起されていた。沖縄県内の自治体の寄付による投票条例には、少なからずこの種の政策メニューが見受けられる。講演では、寄付による投票条例のあり方としては、政策メニューを見るだけで、個性的で、どの自治体のものか(自治体のカオガ)判別できる程度のものでできる限り望ましいとされていた。

³⁶実際、沖縄県内の幾つかの自治体でも、恐らく、全国的なふるさと納税制度の動き等の影響も受けながら、寄付による投票条例が制定されたにもかかわらず、県内あるいはその自治体内においてさえも、条例制定の事実すら、住民にはほとんど知られていない(知らされていない)のが実態であろう。

³⁷本稿が扱う寄付による投票条例とは内容が異なるが、例えば、沖縄県石垣市では、「自治体の自治の方針と基本的ルールを定め」、「各自治体の将来像を明確にし、首長・議会や住民の『自治』への意識を高めるとともに、住民参加や協働を進める上で重要な役割を果たすものと考えられる」、時に「自治体の憲法」と称されることもある(磯崎初仁ほか『ホーンブック地方自治』(北樹出版, 2007年)108～109頁(磯崎初仁執筆))「自治基本条例」を制定するにあたり、公募による市民で構成される会議を中心にして、条例制定権限を有する市議会に最終的に提出する条例案を審議し、活発に検討を重ねている。沖縄タイムス2009年10月26日24面。その後、2009年12月に正式に「石垣市自治基本条例」として制定され、翌年4月1日から施行されている。寄付による投票条例の制定に際しても、同様の手法で、あるいは地域によっては、より直接民主主義的な形態である、自治体在住(あるいは出身者をも含めた)の有権者全員が構成員の資格を有する住民総会の場で条例を実質的に決定することもあり得よう。

³⁸前掲注(35)で言及した渡辺氏の講演の趣旨に照らせば、地域の個性を生かした政策メニューとして、例えば、北海道沼田町の寄付条例に政策メニューとして掲げられた「夜高あんどん祭りの維持、保存に関する事業」、「化石河床群の保存や化石の研究に関する事業」、

同ニセコ町「有島武郎に関する資料の収集及び有島記念館特別展に関する事業」、滋賀県東近江市「八日市大風の保存及び伝承に関する事業」、「近江商人のふるさとのまちなみ保存等に関する事業」、兵庫県西脇市「日本のへそ『まちぐんぐん』事業」等が挙げられるであろうか。

³⁹前掲注(32) 武智・68頁。

⁴⁰「無税国家」は必ずしも突拍子も無い国家構想ではない。例えば、「無税国家」研究プロジェクト編(斎藤精一郎 責任監修)『日本再編計画：無税国家への道』(PHP研究所, 1996年) 参照。憲法30条に基づいて国民は「納税の義務」を負っており、そのことを前提とした国家のあり様を当然のこととしてきた憲法学の見地からは極めて大胆で、時に奇異に見える構想ではあるが、わが国では、今から30年程前に故・松下幸之助氏が最初に提唱したとされている(同書まえがき)。但し、松下氏の構想は、国家経営を租税に代えて寄付で賄うというのではなく、①今の国家予算のうち原則として1割を剰余金として毎年積み立ててゆく、②これを百年繰り返せば、積立金の利子だけで国家経営を可能にする、③貧富の差を調整するための「富裕税」を除けば、国民からの税金は最終的には要らなくなるという、文字通り“国家百年の大計”と称すべきものである(松下幸之助「私の無税国家論」(1979年) 同書358~365頁所収)。

⁴¹前掲注(21) 渡辺・12~13頁。

⁴²沖縄タイムス2009年1月14日1面。

⁴³本稿の校正段階において、「納税者が特定税目の納税額の一定割合について用途を特定することができる」という「用途選択納税制度」について検討した、児玉博昭「自治基本条例による用途選択納税制度と共通施

策支援制度」白鷗法学16巻1号(2009年)33頁以下に接した。当該制度について、本稿では「寄付による投票条例」との関係等について、時間の都合上、吟味することはできなかったため、本稿の観点から興味深い文献の所在の指摘にとどめざるをえない。ただ、若干付言しておく、「納税者が税の使い道に対して自らの意思を反映する」という枠組みにおいて、必ずしも自発的な寄付財源を扱う「寄付による投票条例」とは同一のものではないが、やはり従来とは異なるかたちで、地方財政に民主的統制を住民側から直接に及ぼす契機としようとする制度のねらいとしては軌を一にすることがあるように思われる。

引用文献

- 1) 渡辺清『「寄付による投票条例」導入・運用ガイド』(寄付市場協会株式会社, 2007年)。
- 2) 寄付市場協会株式会社編『寄付による投票条例 2007年次報告書』(寄付市場協会株式会社, 2008年)。
- 3) 総務省「ふるさと納税研究会報告書」(2007年)。
- 4) 武智公博「寄付による地方自治への住民参画について」ECPR(えひめ地域政策研究センター調査研究情報誌)2007年2号62頁以下。
- 5) 鈴木紘平「寄付を通じた市民参加型の地方自治に向けて」価値総研機関誌Best Value17号(2008年1月) Theme 5 (http://www.vmi.co.jp/pdf/bv/bv17/bv17_05.pdf)
- 6) 杉原泰雄『地方自治の憲法論』(学陽書房, 2002年)。
- 7) 中川義朗編『21世紀の地方自治を考える』(法律文化社, 2003年)。
- 8) 原田尚彦『地方自治の法としくみ(新版改訂版)』(学陽書房, 2005年)。